

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第48条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

- 第48条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反すると認めるときは、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。